

パブリックコメント手続 実施結果（案）
「茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案）」

1 募集期間 令和7年12月19日（金）～ 令和8年1月27日（火）

2 意見の件数・意見提出者数 16件・4人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	2人	1人	1人	0人

4 内容別の意見件数

	項目	件数
1	基本方針1（未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実）に関する意見、要望	10件
2	基本方針3（教育活動を効果的に進める教育行政の充実）に関する意見、要望	2件
3	複数の基本方針、計画全体に関する意見、要望	2件
4	パブリックコメント手続に関する意見、要望	1件
5	その他意見	1件
	合計	16件

5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
反映	意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの	0件
参考	今後、取組を推進する上で参考とするもの	14件
	合計	14件

6 計画の公表日（予定） 令和8年3月31日（火）

茅ヶ崎市 教育総務部 教育総務課 政策担当
0467-81-7216（直通）
e-mail: kyouikusoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)(案)

※各意見については、原文のまま表記しています。

■基本方針1 (未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実) に関する意見、要望 (10件)

(意見1)

現在、市内のすべての小・中学校に特別支援学級は整備されておらず、本当に支援が必要な子どもに手が差しのべられていない状況があります。障害に対する当事者の親の理解、又周囲に相談しやすい体制づくり、社会が様々な人が安心、安全に自分らしく生活していけるように願います。

(市の考え方)

お子様一人一人や保護者の方に寄り添った支援体制の構築や環境整備、共生社会の実現を願う皆様の思いを真摯に受け止めております。

本市では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育を推進することを目的とし、教育基本計画の中で、「全ての小・中学校に特別支援学級を整備」することを重点施策の一つとして掲げています。現在、特別支援学級が整備されていない9校の小・中学校についても計画的に設置を進めていく方針です。

そのために、未設置校の現状を詳細に把握し、課題を整理しながら、国や県の補助事業を活用し施設整備に努めます。また、ハード面の整備だけでなく、教職員に対する特別支援教育の研修を充実させ、ソフト面からも支援体制を強化します。

学校が、障がいの有無にかかわらず全ての児童・生徒にとって自分らしく生活できる場所となるよう、市としても、各学校を支援していくとともに、居住する地域で安心して学べる環境を一日も早く整えられるよう、努めてまいります。

また、教育センター所管の青少年教育相談室では、市在住の児童・生徒に関わる学校・家庭・社会生活全般の悩みなどについて、専門性を有する相談員が電話相談や来所による面接相談等により、本人やその保護者の方などを支援しているところです。相談の情報につきましては、市ホームページや各公共施設、学校でのパンフレット配架により周知し、ご相談の内容に応じて、関係機関等におつなぎしています。

(意見2)

全ての小・中学校に特別支援学級を整備するとありますが、特別支援学級自体分離教育であり国連からは是正を勧告されているはずですが。

障害者と接する機会が少ないため優性思想が発生すると思われそうですし、障害者を知らないから差別が生ずると思います。

県が推進する共生をぜひ茅ヶ崎市で実現して欲しいと思います。

ちなみに海老名市ではフルインクルーシブ教育に取り組んでいます、それらを参考に見てはいかがでしょうか？

(市の考え方)

国連による勧告や、教育の分離がもたらす社会的な影響について、非常に重要な視点をご示唆いただきました。

本市におきましても、神奈川県が掲げる「支援教育の理念のもと、すべての児童・生徒が同

じ場で共に学び共に育つ」という方向性や、海老名市が神奈川県と連携して取り組んでいる、通常の学級を全ての子どもの「ホーム」とする「フルインクルーシブ教育」の先進的な歩みを、大変重要な理念として捉えております。

それらを踏まえ、本市が「全ての小・中学校への特別支援学級の整備」を重点施策としている最大の理由は、「居住する地域の学校に通うことができる体制」を整えるためです。特別支援学級を希望するものの、居住する地域の学校に特別支援学級がないために、住み慣れた地域を離れた学校を選択しなければならない状況は、早急に解決すべきことであると捉えております。そのためには全ての学校に多様な学びの場を確保することが、共生社会の基盤になると考えております。

学級を分けることが固定的な分離となるのではとの懸念について、本市では、特別支援学級の整備と並行して、通常の学級における「授業改善」や「学校の取り組みの見直し」を推進しています。特別な支援が必要な子どもにとって「分かりやすい授業」は、全ての子どもたちにとっても「学びやすい授業」となり得ます。ICTの活用や学び方の選択肢を増やすことで、学級の枠にとらわれず、多様な子どもたちが自分らしく学べる授業づくりを進めています。また、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を充実させ、日常的に同じ場で活動し、互いの個性を認め合う機会を創出することで、多様性を尊重する心を育みます。

神奈川県が目指す共生社会の実現に向け、本市も県や海老名市などの先行事例を研究し、制度や環境の在り方を見直してまいります。単に学級を整備するだけでなく、教職員の児童・生徒理解と授業力向上、児童・生徒のインクルーシブに係る理解の醸成により、「誰一人取り残さない」学校づくりを加速させていく所存です。

市としても、全ての子どもが、安心して「自分らしく」生活し、共に学んでいける社会の実現に向け、研究を進めてまいります。

(意見3)

小～中通じて特別支援学級が無い地域があります。空き教室・敷地などの状況で、設置が容易でないことは理解していますが、義務教育期間に子どもに合った支援が受けられるよう、急いでいただきたいです。

(市の考え方)

義務教育段階の子どもに合った支援体制の充実を願うご意見を真摯に受け止めております。

本市では、教育基本計画の中で、「全ての小・中学校に特別支援学級を整備」することを重点施策の一つとして掲げており、現在、特別支援学級が整備されていない小・中学校9校についても計画的に設置を進めていく方針です。

一方で、令和8年度から中学校においても第1学年から順次現在の40人学級から35人学級へと学級編成が変更されます。このため、学校によっては、使用する教室が増える可能性があることや、ご意見のとおり転用できる教室がない状況もあります。そのため、まず現状を丁寧に把握し課題を整理した上で、国や県の補助事業を活用しながら必要な施設整備に努めてまいります。

また、特別支援学級の整備に伴い、新たに特別支援学級を担当する教員が増えることから、教職員に対する研修についてもより一層充実させてまいります。

本市といたしましては、学校が全ての児童・生徒にとって自分らしく生活できる場所となる

よう、引き続き各学校を支援していくとともに、住み慣れた地域で安心して学べる環境を一日も早く整えられるよう努めてまいります。

(意見4)

特別支援学級が適切と判断されるケースだけでなく、生きづらさを抱える子どもたちは多くいます。ことばの教室・そだちの教室の拡充や中学校への設置も計画していただきたいです。

(市の考え方)

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進にあたっては、全ての児童・生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶ機会を保障するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行えるよう、多様な学びの場を一層充実させていくことが重要であると考えております。

そのため特別支援学級の整備にも努めているところですが、通常の学級に在籍する児童・生徒の中にも、学習面や行動面の困りごとに加え、外国につながりがあることや家庭環境など、様々な背景により特別な配慮や支援を必要とする子どもが一定数いると認識しております。こうした児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、通常の学級に在籍しながら「通級による指導」や個別の配慮を必要とする児童・生徒は増加傾向にあります。そのため、本市といたしましては、通級指導教室の充実や、中学校への設置について、今後さらに必要性が高まっていくものと考えております。

今後も、通級による指導を受ける児童数の推移を注視しながら、継続的に各教室の状況を把握するとともに、巡回型を含めた多様な通級指導の形について研究を進め、より適切な支援体制の整備に努めてまいります。

(意見5)

学校が抱える様々な課題、先生方の悩みや困りごとを、まずは保護者や地域住民が知ることが大事だと考えています。

また、地域にある子育て支援や子どもの居場所・学習支援など、様々な立場で子育てや教育に携わっている個人・団体の情報を共有し、その視点が学校運営に生かされるようなしくみができると良いと思います。

(市の考え方)

本市では、学校や子どもたちが抱える様々な課題について、地域全体で解決を図る仕組みとして学校運営協議会を設置しております。これは、国が示すコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理念に基づき、地域住民等が学校運営に参画し、学校と地域が協働して教育活動の充実を図るものです。

また、福祉の視点から、子どもや家庭が抱える課題の把握や関係機関との連携調整を図り、学校と地域の子育て支援団体や福祉機関をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーを各小・中学校に派遣しております。

今後も、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用しながら、スクールソーシャルワーカーをはじめとする関係者との連携を強化し、地域における様々な教育資源の活用が促進される仕組みづくりに努めてまいります。

(意見6)

教室へ入れない子どもたち、登校しづらい子どもたちへの支援（校内フリースクールやあすなろ教室）が拡充されるよう願っています。

(市の考え方)

教室へ入れない、登校しづらい児童・生徒の校内の居場所について、各中学校において校内教育支援センターを設置し、生徒を支援しております。小学校では、県の人的措置の関係等により固定した教室を整備できていない学校もありますが、各学校の実情に応じて児童を支援しております。

学校外の居場所として、教育センターが所管する教育支援センター「あすなろ教室」を設置しております。また、県教育委員会との連携により、学びの場や居場所の周知を行っております。

(意見7)

SC・SSWなどが増員され、子どもたちや保護者だけでなく先生方も支援につながるような環境づくりが必要と感じます。

(市の考え方)

各学校において、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）は心理的な側面から、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）は福祉的な側面から、子どもたちや保護者に対し、専門的な知見に基づき支援を行っておりますが、多様化・複雑化する課題への対応について、より一層の充実を図るため、神奈川県教育委員会に対し、SC及びSSWの拡充について働きかけているところです。また、SC及びSSWは教員とも連携し、当該の子どもたちや保護者への対応の具体について助言することで、教員の負担感の軽減にもつながっているものと捉えております。

一方、勤務条件から、SC及びSSWが直接、教員自身の心理的・福祉的支援に携わることはありませんが、SCの業務として、教職員に対するコンサルテーションも含まれており、具体的な相談を通して、校内教育相談体制についての助言も行っております。また、事案に係るケース会を通して、支援の視点を身に付けていくことにより、支援を要する児童・生徒への対応力の向上を図り、一人で抱え込まない体制づくりにつなげております。

現在、SCは各中学校区に1名の配置に加え、5つの中学校区に重点配置として複数の配置を行っております。あわせて、オンライン面談を行うSCが中学校1校に配置されておりますが、限られた勤務時間の中では、児童・生徒や保護者の面談が中心となることから、引き続き、国や県教育委員会に対して、SC並びにSSWの小・中学校への全校配置を強く要望してまいります。

(意見8)

ふれあい補助員の増員、または学校の規模に応じた配置も必要。また、保護者や地域の大人が、子どもたちの見守りや、必要に応じてサポートできると良いと思います。

(市の考え方)

本市では、ふれあい補助員の配置を通じて、教員を補助し子どもたちの安全確保や学習面・生活面での支援の充実を図っているところですが、引き続き、学校現場の実情を踏まえながら、

適切な配置を検討してまいります。

また、保護者や地域の大人が、子どもたちの見守りやサポートを行うことは、子どもたちの安心感や地域全体で子どもを育てる環境づくりにつながるものと考えております。

今後も、教職員の指導・支援体制の充実とあわせて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを活用し、地域の力を生かした支援体制の構築に努めてまいります。

（意見9）

教職員の時間外在校等時間の割合が特に中学校が多く感じます。教員は各先生の技量によるところもあり、特に新人の先生には負担は大きいと思います。子ども達との関わる時間までに指導案の作成や授業の準備、その後のテストの準備や採点、評価、個別の子どもや保護者への対応、部活動の対応と多岐にわたります。例えば、部活動などは、そのスポーツや技術に特化した地域の人をお願いする。保護者への対応は別の相談室のような部署をもうけるなどの取り組みも必要かと思えます。ただ、文部科学省や学習指導要領とのかねあいもあるので難しいところではありますが、地域の教員のOB又は教員免許はありながら、実際には教員についていない方などの活用も考えてみてはどうかと思う。すでに行われていることもあったり、人材の確保はどこも難しいところだが、人材のリストなど、他の課とも連携して探しても良いのではないかと思う。

（市の考え方）

教職員の人材の確保において、特に年度途中での産育休や休職の代替者の確保について、非常に苦慮しているところですが、学校の負担軽減を図る教職員の働き方改革を進めながら、様々な取り組みを進めています。一例として、令和7年10月には、ペーパーティーチャーなどの現場経験がない方や教員としてのブランクがある方を対象とし、教員デビュー相談会を実施いたしました。また、本市で臨時的任用職員等の登録をしていない場合においても、神奈川県や近隣市町村と連携を図り、本市での任用につながったケースもあります。

今後においても、引き続き、ペーパーティーチャーなどの採用に向けた取り組みや関係機関との連携を深める取り組みなど、人材確保に向けた取り組みを効果的に進めてまいります。

部活動に関しては、本市では、中学校の部活動が生徒の個性や豊かな人間性、自律性を育む大切な場となるよう取り組んでおります。各学校の要請に応じて、専門的な技術を有し、学校の教育方針を理解した部活動指導協力者を令和7年度は103人派遣しており、教職員の負担軽減にもつながっていると考えております。

また、国は令和8年度から13年度を部活動地域展開の改革実行期間としています。本市においても、県地域クラブ活動コーディネーターや、総合型スポーツクラブの関係者等をお招きし、他自治体による取り組みの情報提供や助言をいただきながら、関係部局と連携した推進体制の構築を引き続き進めてまいります。

保護者への対応に関しては様々なケースがありますが、相談体制の一つとして、教育センター所管の青少年教育相談室では、市在住の児童・生徒に関わる学校・家庭・社会生活全般の悩みなどについて、専門性を有する相談員が電話相談や来所による面接相談等により、本人やその保護者の方々を支援しているところです。ご相談いただいた保護者の方のご了承が必要となりますが、状況に応じて学校との連携も行っております。

加えて、保護者の方が直接相談することはできませんが、保護者や学校からのいじめ等の相

談に対しては、必要に応じて、指導主事が法律専門職と連携して、対応する体制を構築しております。

(意見 10)

社会情勢の変化や国の動行等踏えて当計画と記あり 当パブコメ実施に当り ですから
次のこと記

- ・ 教員らの性犯罪 今問題になっています。子供の安全を守る運用をどうなっていますか。
- ・ 旧統一教会を巡る問題は、宗教 2 世の問題（親子問題）
- ・ 宗教の自由の件 学校教育ではどの様に点検しているのですか
(子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備のために)

(市の考え方)

教職員の性犯罪防止の取り組みについては、教職員の任命権者である神奈川県教育委員会において、「不祥事防止取組方針」を策定し、従来からのわいせつ事案の根絶を最重要課題とし、様々な取り組みを実施しております。また、サービス監督者である本市教育委員会においても、神奈川県教育委員会と共に、不祥事防止の取り組みを進めております。具体的な取り組みといたしましては、神奈川県教育委員会から毎月送付される「不祥事防止職員啓発・点検資料」について、本市教育委員会からの補足説明を含めて各学校に通知を行っております。今後についても、神奈川県教育委員会と共に、不祥事防止の取り組みを進めてまいります。

また、本市では、児童・生徒が健やかに、かつ安心して成長できる教育環境を構築するために、これまで社会通念上の観点から「遊び」や「いたずら」として見過ごされがちであった児童・生徒間のやり取りも含め、早期発見と組織的対応を強化するため、「学校における児童・生徒間の性暴力（の疑い）事案についての初動対応マニュアル」をまとめ直しました。今後も、本マニュアルを市内各小・中学校へ周知徹底し、教職員一人一人が高い意識を持って、児童・生徒がこれまで以上に安全・安心な学校生活を送れるよう、組織一丸となって取り組んでまいります。

宗教教育に関しては、教育基本法第 9 条（宗教教育）で「①宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」「②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と定めています。本市の学校教育においても、宗教に関して児童・生徒・教職員一人一人の考え方を尊重し、学校において特定の宗教教育や宗教的活動を行っておりません。

■基本方針3（教育活動を効果的に進める教育行政の充実）に関する意見、要望（2件）

（意見11）

以前とは違い、日常の夏の気温の上昇は、生命の危機を感じるどころです。令和6年度末までに中学校全校の特別教室及び屋内運動場にエアコンの設置の完了、小学校にもこれから設置の完了に向けている事はとても重要だと思います。

又、子ども達が利用しやすい快適な施設の改修やトイレの改修も引き続き進めていって欲しいと思います。

市の財政だけでは厳しい部分は国や県の制度も活用されているとは思いますが、活用も継続が必要と思われます。

（市の考え方）

特別教室及び屋内運動場の空調設備に関しては、中学校では令和6年度に設置完了し、小学校は令和8年5月までに設置が完了するよう作業を進めております。

学校施設のトイレ改修等につきましては、令和6年3月に策定した「茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」の中で、バリアフリー化や長寿命化の工事と共に、計画的・継続的に行うこととしており、引き続き整備・改修を行ってまいります。

また、財源につきましても、ご意見のとおり、国等の補助金や財政上有利な起債を活用し、事業を進めてまいります。

（意見12）

特に団地内にある施設など地域住民が地区の運動会など参加しやすい雰囲気をつくって欲しい。香川地区の運動会は様々な年代の人が運動会に参加している。又、登校時の旗ふりなど、地域住民がかかわる機会があることはとても良いと思う。

（市の考え方）

地区の運動会は、地域の体育振興会やまちぢから協議会等が主催・共催されていることが多く、本市としましては、地区の運動会をはじめ、地域の皆様の活動について財政面や、運営面での様々な支援を行っております。地域の皆様が活動に参加しやすい雰囲気づくりについても、地域の好事例を紹介するなど、適宜、情報提供を行っており、引き続き、様々な支援を行ってまいります。

また、本市では、学校や子どもたちが抱える様々な課題について、学校と地域が目標や課題を共有するとともに、その中で学校運営について協議する仕組みとして、学校運営協議会を設置しております。これは、国が示すコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理念に基づき、地域住民等が学校運営に参画し、学校と地域が協働して教育活動の充実を図るものになります。

学校運営協議会では、学校運営や教育活動を中心に協議を行うとともに、教育活動の充実を図るために地域が抱える課題への視点も重視しています。その一例として、地域とともにある学校づくりを進めるため、他の自治体では地区の運動会と学校の運動会を一体的に実施する方策などが協議されることもあります。今後も、地域と協働した取り組みが円滑に進められるよう、各学校の支援を行ってまいります。

また、本市においては日頃から青少年育成推進協議会や青少年指導員をはじめとする青少年育成団体並びにPTA等との連携の下、小学生の登下校時の見守りについて、ご協力をいただいております。

■複数の基本方針、計画全体に関する意見、要望（2件）

（意見13）

- ・地域の交流や学びの拠点となる学校を目指し…と重点施策に記大切なことだと思います。
公民館がない地域と遠い地域。
- ・図書館がない地域と遠い地域。

（市の考え方）

本市では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を令和5年度から順次導入し令和7年度に全校で設置が完了したことから、改定後の本計画の計画期間においては、基本方針1の重点施策で示しているとおおり、地域の好事例の横展開などを行いながら、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、地域とともにある学校を目指していきます。

公民館については、本市では5館設置しておりますが、公民館がお住まいの近くにない方や、体が不自由で公民館を直接訪れることが難しい方等にも気軽にオンラインを活用した講座を受講していただけるよう環境整備を行い、5館が連携し全市域にお住まいの方々を対象とした社会教育事業にも取り組んでいます。

また、図書館については、本館、香川分館のほか、公民館等の図書室や配本所等、市内に13か所を展開しています。図書館所蔵の本であれば、お近くの図書室等にもない本でも取り寄せて借りることができ、返却もできます。さらに、令和5年3月からJR茅ヶ崎駅自由通路に予約資料受取ロッカーを設置しており、24時間受け取りが可能となっております。

今後も公民館、図書館がお住まいの近くにない方に向けて、様々な取り組みの充実に努めてまいります。

（意見14）

- ・市長部局との連携により文化財の保護活用等件をはじめどんどん進めて欲しい
上記の件ほかどんどん進めて欲しい

（市の考え方）

貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代に継承するとともに、積極的な公開、活用を通じて、広く市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深める必要があることから、その保存と活用を推進することは、重要であると認識しております。

そのためにも、例えば、展示や案内の充実を図ることで、観光の視点からの魅力向上にもつなげるとともに、市民の学習や地域を大切にする心の醸成につなげるなど市長部局と連携しながら文化財の保護と活用を推進してまいります。

また、上記の件のほか、本計画に基づき、具体的な事業の実施にあたっては、茅ヶ崎市総合計画及び茅ヶ崎市実施計画との整合を図りながら、様々な事業を実施していきます。

■パブリックコメント手続に関する意見、要望（1件）

（意見 15）

当パブコメの意見募集（パブコメ）をもっとPR(啓発) したり説明会を実施して欲しいと思います。（内容を十分理解したりして応募しないと意味がないと思うし、応募者が少なければ意味がなくなってしまうと思います

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただくことができる重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X、LINE、デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会を通しての周知等、様々な周知啓発を行っているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしており、今後も市民参加機会の充実を図るとともに、積極的な情報提供に取り組んでまいります。

■その他意見（1件）

（意見 16）

以下 時がないので省略

…「市地域コミュニティーの認定等に関する条例の一部改正の考え方」のパブコメ 自記の
⑤添付（まだ未回答なので）

学区制はじめ色々関係あり

→その他意見とする予定のため、市の考え方は作成しません。